

○ 総務省告示第三百八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十条の四第二項第四号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十七号（インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月六日

総務大臣 新藤 義孝

第一の二の2(一)及び5(1)ア中「一、五三〇MHzから一、五四五MHzまで」を「一、五三七MHzから一、五四・二MHzまで」に改める。